

# 条例の概要

## 1 目的（第1条）

○ヤングケアラー及びこれらの者を含む全てのケアラーの支援に関する施策の基本事項を定める。

○次代の社会を担うヤングケアラーの教育の機会の確保等  
○ケアラーの個人の尊厳の尊重・社会からの孤立防止  
○全ての県民が生きやすい社会の実現

## 2 定義（第2条）

- ケア：介護、看護、日常生活上の世話その他の援助
- ケアラー：心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対して、無償でケアを行う者
- ヤングケアラー：ケアラーに該当する18歳未満の者
- 関係機関：介護、福祉、医療、保健、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある団体又は個人
- 民間支援団体：ケアラーの支援を行うことをその目的とする民間の団体をいう。
- 学校：学校教育法に規定する小、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

## 3 基本理念（第3条）

- 全てのケアラーの個人の尊厳の尊重と、ケアと自己の幸福追求との調和
- ケアラーへの支援は、孤立防止のため、ケアラーとその家族を社会全体で支援
- ヤングケアラーの適切な教育機会の確保と心身の健やかな成長・発達・自立が図れるよう支援

## 4 県の責務と関係者の役割（第4条―第8条）

- 県の責務と関係者の役割を明確化（県、県民、事業者、関係機関）
- 市町村との連携等
  - ・基本理念にのっとり、市町村の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町村及び民間支援団体との密接な連携及び協力による施策の推進
  - ・ヤングケアラーの早期発見及び早期支援のため、教育、福祉その他の行政分野における横断的な連携体制の構築及び学校間の連携強化

## 5 基本的施策（第9条―第14条）

### (1) 県推進計画（第9条）

○知事は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定

### (2) ケアラーの支援（第10条）

- 県は、ケアラーの生活の質の維持向上、ケアラー及びその家族の日常生活上及び社会生活上の不安・負担等の軽減のため、①から⑨に掲げる施策を実施
  - ①ケアラーの支援に関する一元的な相談体制の整備・周知
  - ②ケアに関する相談、手続等に係るケアラーの負担を軽減するための情報通信技術の活用
  - ③ケアラーが休息又は休養を要する場合等に一時的にケアを提供する取組その他の支援
  - ④社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学・就業支援
  - ⑤ケアラー及びケアを受ける人の家族に対する包括的支援
  - ⑥ケアの方法等に関する理解を深めるための情報提供、研修の実施その他の普及啓発
  - ⑦交流の場の提供その他のケアラーが互いに支えあう活動の促進
  - ⑧ヤングケアラーの教育の機会の確保
  - ⑨その他のケアラーを支援するために必要な事項
- 県及び市町村は、ヤングケアラーの権利利益が害されることがないように、ヤングケアラーに対する差別、いじめ及び虐待の防止のための対策を推進

### (3) 人材の育成等（第11条）

- 相談、助言、日常生活・社会生活の支援等のケアラーの支援を担う人材の育成・確保
- カウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門的知識を有する人材の育成・確保・適正な配置

### (4) 普及啓発（第12条）

○家庭、学校、職域、地域等の様々な場を通じた普及啓発

### (5) 民間支援団体の活動に対する支援（第13条）

○民間支援団体に対する情報提供、助言等

### (6) 実態調査等（第14条）

○定期的な実態調査の実施  
○先進的な取組に関する情報等の収集と提供

### (7) その他（第15条―17条）

- 知事は毎年度、施策の実施状況・成果を取りまとめ、議会に報告及び公表
- 推進体制の整備
- 財政上の措置